

輸入種苗検疫要綱（昭和53年 9 月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達）新旧対照表

改 正 後	現 行
（輸入検査の場所） 第6 輸入検査を行う場所は、当該植物が輸入された規則第6条第1項第1号に掲げる港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第 219号）別表第1に掲げる港の区域をいう。）内若しくは港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。第13を除き以下同じ。）が定めて公表した区域をいう。）内又は当該植物が輸入された規則<u>第6条第2号及び第3号</u>に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。	（輸入検査の場所） 第6 輸入検査を行う場所は、当該植物が輸入された規則第6条第1項第1号に掲げる港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第 219号）別表第1に掲げる港の区域をいう。）内若しくは港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。第13を除き以下同じ。）が定めて公表した区域をいう。）内又は当該植物が輸入された規則<u>第6条第1項第2号及び同条第2項</u>に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。